

意見書（案）第 28 号 選択的夫婦別姓の法制化に向けた議論を求める意見書について討論いたします。

選択的夫婦別姓とは、別姓を選びたい人たちが選べるという制度、提案であり、別姓を強制するものではありません。家族の一体感は、姓、名字の違い等で壊れるようなものではないはずです。現実に別姓で暮らしている人々、例えば、結婚して夫の姓を名の娘家族と暮らす 3 世代同居とか、再婚同士の家族、事実婚の家族もいらっしゃいますけれども、様々な家族がいて、それぞれ家族としてのアイデンティティーをともに持ちながら暮らしています。一部の希望者に選ぶ自由すら認められないことは、人権侵害ではないでしょうか。少数者の権利を尊重することこそが、民主的な多様性を持つ社会、私たちが目指すべき社会ではないでしょうか。

そして、この選択的夫婦別姓の制度があったとしても、それを選ばない、同姓を選ぶ大多数の人には何の不利益も発生しないのです。それぞれの選択に寛容な社会をつくること、多様な家族の在り方を受け入れる社会を目指すことは、ジェンダー平等の社会を目指す上でとても重要なことだと考えています。

三鷹市議会では、2019 年 9 月 30 日付で、既に選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を可決し、関係機関に送付しています。この意見書では、姓は単なる呼び名の問題ではなく、個人の尊厳、人権に関わる基本的な問題であるとし、婚姻制度の形骸化、非婚化、少子化などへの問題を少しでも解決するためにも、制度導入は急務であるとしています。

1996 年 2 月の法制審議会での民法改正、一部改正の答申から 25 年が経過しました。もはや議論の時期は過ぎ、決断のときだということを申し添え、法制化に向けた積極的議論を強く要望する本意見書に賛成いたします。